

## 別冊（セキュリティ）

2024年7月31日

### 第1章 総則

#### 第1条（利用規約の適用）

Prime ConnectONE 利用規約 共通編第1条（利用規約の適用）第1項に規定する別冊として、当社は本別冊（当社のサービスサイトに掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。）を定め、共通編に加えて本別冊により別紙に定めるセキュリティサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスの利用には、本別冊に加えシスコシステムズ合同会社（提携事業者のことであり、以下「シスコ社」といいます。）が定める関連規程（別紙4で定めた規定群をいいます。）が適用される場合があります（この場合、利用規約と関連規程を合わせて「利用規約」といいます。）。

3 関連規程の適用の有無は、各プランごとに異なり、別紙1で定めるとおりとします。

4 本別冊では、特段の定めがない限り共通編と同じ用語を使用します。

#### 第2条（プラン等の種別）

プラン等の種別は、別紙1に定めるとおりとします。

2 プラン等の詳細は、Prime ConnectONE サポートサイト (<https://support.nttpc.co.jp/pcone>) 内の技術マニュアル（技術仕様書及びコントロールパネルマニュアルのことをいいます。）及びサービス仕様書によるものとします。

#### 第3条（本サービスの提供区域）

当社は、本サービスを日本国内の利用に限り提供します。

### 第2章 契約

#### 第4条（契約の単位）

本サービスは、利用契約成立後に当社が契約者を識別するために払い出すテナントID毎に一つの利用契約を締結するものとします。

#### 第5条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、別紙1（プラン）に定めるとおりとします。

2 前項で定める最低利用期間が経過する前に契約者が利用契約を解除したとき、その他契約者の責めに帰すべき事由により利用契約が終了した場合には、最低利用期間の残存期間に対応する本サービスに係る料金の全額（不課税とします。）を当社が指定する期日に一括して支払うものとします。

#### 第6条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者が利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の10営業日前（当社の営業日をいい、以下同じとします。）までに解除の旨及び解除するプランを当社が別途定める方法により通知するものとします。

2 前項で定める通知があった日から当該通知で解除日とされた日までの期間が10営業日未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から10営業日を解除日とします。

### 第3章 雑則

#### 第7条 （非保証）

当社は、本サービスが契約者の特定の利用目的に適合すること、期待する効果、機能、有用性、正確性を有すること及び不具合が生じないこと、マルウェア感染や不正な通信からの保護について、何ら保証するものではありません。また、それ起因する損害をはじめ、契約者その他の者に対しても責任を負わないものとします。

2 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートにおいて、契約者の問題が必ず解決することを保証しません。

#### 第8条 （通信の秘密）

契約者は、当社が故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートにおける契約者の問い合わせ内容の正確性を確認する目的及び適正にサービスを提供する目的で、通信先（目的地のホスト名、グローバル IP アドレス、プライベート IP アドレス、送信元 IP アドレス及び目的地 IP アドレス）、トラフィック（トラフィックの許可・拒否の状態及びトラフィックの種類）、通信日時（アクセスした日時）を閲覧することがあることに同意します。

#### 第9条 （反社会的勢力の排除）

契約者は、次の各号のいずれかにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

(2) 契約者が法人その他の団体の場合、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 契約者が法人その他の団体の場合、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 契約者が法人その他の団体の場合、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等

と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、契約者が前2項に違反したと判断したときは、利用契約を解除することができるものとします。

この場合、契約者に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### **附則**

本別冊は、2024年7月31日から実施します。

#### **附則**

この改正規約は、2025年2月15日から実施します。

#### **附則**

この改正規約は、2025年3月19日から実施します。

別紙1 プラン

プラン種別	内容	最低利用期間	関連規程の適用の有無
ウェブセキュリティ(DNS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シスコ社が提供する Cisco Umbrella のライセンスの提供</li> <li>・ Cisco Umbrella 利用に関する当社によるテクニカルサポート</li> </ul>	ライセンス毎に利用開始日から1か月	○
ウェブセキュリティ(クラウドプロキシS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シスコ社が提供する Cisco Umbrella のライセンスの提供</li> <li>・ Cisco Umbrella 利用に関する当社によるテクニカルサポート (※1 月4 件まで)</li> </ul>	ライセンス毎に利用開始日から1か月	○
ウェブセキュリティ(クラウドプロキシP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シスコ社が提供する Cisco Umbrella のライセンスの提供</li> <li>・ Cisco Umbrella 利用に関する当社によるテクニカルサポート (※1 月4 件まで)</li> <li>・ 当社による設定代行</li> </ul>	ライセンス毎に利用開始日から1か月	○
クライアントセキュリティ(エンドポイント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シスコ社が提供する Cisco Secure Endpoint Essentials のライセンスの提供</li> <li>・ Cisco Secure Endpoint Essentials 利用に関する当社によるテクニカルサポート (※1 月4 件まで)</li> </ul>	ライセンス毎に利用開始日から1か月	○

※1 プランに含まれるのは、月の1日から末日までの問い合わせ件数4件までです。ただし、故障に関する問い合わせは、当該件数に含まれません。

プラン	課金単位	料金
ウェブセキュリティ (DNS)	1ライセンスあたり ※1	月額 500 円 (税込 550 円)
ウェブセキュリティ (クラウドプロキシS)	1ライセンスあたり ※1	月額 800 円 (税込 880 円)
ウェブセキュリティ (クラウドプロキシP)	1ライセンスあたり ※1	月額 1,100 円 (税込 1,210 円)
クライアントセキュリティ (エンドポイント)	1ライセンスあたり ※2	月額 500 円 (税込 550 円)

## 別紙2 料金表

### 1 基本料金

※1…10ライセンス以上からの提供となります。

※2…10ライセンス以上から10ライセンス単位での提供となります。

### 2 追加料金

プラン	課金単位	料金
ウェブセキュリティ (クラウドプロキシS) 及びウェブセキュリティ (クラウドプロキシP) に関するテクニカルサポート5件目以降※1・2・3	1件あたり	30,000円(税込 33,000円)
クライアントセキュリティ (エンドポイント) に関するテクニカルサポート5件目以降※1・2・3	1件あたり	50,000円(税込 55,000円)

※1…月の1日から末日までの問い合わせ件数が4件を超えた場合、5件目以降の問い合わせから、追加料金が発生します (故障に関する問い合わせは、当該件数に含まれません。)

※2…テクニカルサポートの問い合わせ件数は、テクニカルサポートフォームの件数ではなく、テクニカルサポートフォームに含まれる問い合わせの数で判断します。なお、一文に複数の問い合わせが含まれる場合については、文の数でカウントするのではなく、問い合わせ内容を踏まえ当社の判断で問い合わせの数を計算します。

※3…最終的に解決に至らなかった問い合わせについても、問い合わせ件数として計算します。

### 3 料金等の支払方法

(1) 契約者は、料金等を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社又は金融機

関等（クレジットカード会社や収納代行業者等を含む、以下同じ）が指定する期日に支払うものとします。

- ・口座振替
- ・請求書払

(2) 支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

(3) 当社は、契約者が申請した支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所（登記上の住所を含みます。）又は連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとします。この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとします。

### 別紙3 提供条件

#### 1 ウェブセキュリティ (DNS)

ウェブセキュリティ (DNS) では、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Cisco Umbrella	シスコ社が「Cisco Umbrella」の名称で提供するセキュアインターネットゲートウェイサービス等の総称をいいます。
ライセンス	契約者の請求に応じて当社が付与するウェブセキュリティ (DNS) の使用权及びこれの運用保守を受ける権利。
ユーザ	関連規程が適用される端末等の利用者のこと。
管理者	Cisco Umbrella を操作する Web サイトの ID/PASS を管理すると共に、ユーザに適用されるセキュリティポリシーの設定変更を依頼する担当者。

##### (1) 前提

- ア Cisco Umbrella のサービス提供はシスコ社が定める関連規程に基づいて行います。なお、本サービスに関してシスコ社、シスコ社の関連会社及びサプライヤーは責任を負わないものとします。また、契約者は、自らに課せられた義務をシスコ社に負わせることはできません。
- イ Cisco Umbrella に関する利用設定、管理に関する作業は、契約者の負担と責任で行うものとし、当社は本サービス又はその他契約に基づいて行った場合を除き、責任を負いません。

##### (2) 責任分界点

- ア 責任分界点は、サービス仕様書に定めるとおりとします。

##### (3) 申込み条件

- ア 契約者は1つの利用契約でユーザの人数分のライセンスを申し込むものとします。なお、1ユーザが複数端末を利用する場合でも、1ユーザ分のライセンスとしてカウントします。
- イ アで定めるライセンスのカウント方法について、ユーザが高等学校以下の教育機関に在籍する生徒又は児童の場合、10ユーザで1ライセンス、大学以上の教育機関の教育機関に在籍する学生の場合、5ユーザで1ライセンスとしてカウントします。カウント方法の具体例については次のとおりです。

教育機関種別	ライセンス数カウント条件 (生徒・児童・学生分ライセ	ライセンス数カウント例
--------	-------------------------------	-------------

	ンス)	
高等学校以下の教育機関	10 ユーザにつき 1 ライセンス	<利用者> ・教職員：100 ユーザ ・生徒数：1000 ユーザ <必要ライセンス数> ・ $100+1000/10=200$ ライセンス
大学以上の教育機関	5 ユーザにつき 1 ライセンス	<利用者> ・教職員：50 ユーザ ・学生数：500 ユーザ <必要ライセンス数> ・ $50+500/5=150$ ライセンス

ウ 一つの利用契約における最低ライセンス数は、10ライセンスとします。

エ 関連規程において定められている1ライセンスあたり3000クエリ/日を超えた場合、契約者は超過した分のライセンス料を追加で支払う場合があります。

(4) プランの変更

ア ライセンス数の追加・削減は随時1ライセンス単位で可能です。

(5) 料金の計算方法

ア 利用開始日を課金起算日とします。

イ ライセンス料は、月末時点でのライセンス数で計算します。

ウ 利用開始日の月のライセンス料は無料です。利用料金が無料になるのは、利用契約を締結する際に申込まれたライセンス（以下「新規ライセンス」といいます。）又は利用契約締結後に新たに追加したライセンス（以下「新規追加ライセンス」といいます。）のみとなります。ただし、利用開始日が1日の場合、ライセンス料は無料となりません。また、利用契約を利用開始日の月に解除した場合又は新規追加ライセンスを利用開始日の月に削除した場合は、利用料金が無料となりません。

エ 利用料金は、料金月の最大利用ユーザ数に別紙2 料金表に定める1ライセンスあたりの料金を乗じた額とします。

オ 月の途中で利用契約を解除等何らかの理由で契約が終了した場合であっても、日割り計算は行わず、1ヵ月分の利用料金を請求します。

(6) 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポート

ア 土・日・祝日若しくは年末年始及び当社指定休日を除く平日の10:30~16:30に受け付けます。

イ 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートは、利用責任者が代表して当社に問い合わせます。当社は、利用責任者以外の利用者からの問い合わせに対して対応しません。

ウ 故障に関する問い合わせ先及びテクニカルサポートの問い合わせ先は、サービス仕様書

にて提示します。

- エ 当社は、故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートの問い合わせ内容を確認後、サービス仕様書に記載の日までに回答します。
- オ 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートの問い合わせ内容に応じて、当社は契約者に設定状況を確認することがあります。
- カ 当社は、故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートで受け付けた問い合わせにおいて契約者、利用責任者及び利用者から設定代行を依頼されても実施しないものとしません。

- 2 ウェブセキュリティ（クラウドプロキシ S）及びウェブセキュリティ（クラウドプロキシ P）  
ウェブセキュリティ（クラウドプロキシ S/P）では、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Cisco Umbrella	シスコ社が「Cisco Umbrella」の名称で提供するセキュアインターネットゲートウェイサービス等の総称をいいます。
ライセンス	契約者の請求に応じて当社が付与するウェブセキュリティ（クラウドプロキシ）の使用権及びこれの運用保守を受ける権利。
ユーザ	関連規程が適用される端末等の利用者のこと。
管理者	Cisco Umbrella を操作する Web サイトの ID/PASS を管理すると共に、ユーザに適用されるセキュリティポリシーの設定変更を依頼する担当者。

(1) 前提

- ア Cisco Umbrella のサービス提供はシスコ社が定める関連規程に基づいて行います。なお、本サービスに関してシスコ社、シスコ社の関連会社及びサプライヤーは責任を負わないものとし、また、契約者は、自らに課せられた義務をシスコ社に負わせることはできません。
- イ Cisco Umbrella に関する利用設定、管理に関する作業は、契約者の負担と責任で行うものとし、当社は本サービス又はその他契約に基づいて行った場合を除き、責任を負いません。

(2) 責任分界点

- ア 責任分界点は、サービス仕様書に定めるとおりとします。

(3) 申込み条件

- ア 契約者は1つの利用契約でユーザの人数分のライセンスを申し込むものとし、なお、1 ユーザが複数端末を利用する場合でも、1 ユーザ分のライセンスとしてカウントしません。

- イ 一つの利用契約における最低ライセンス数は、10ライセンスとします。
- ウ 関連規程において定められている1ライセンスあたり3000クエリ/日又は、月間平均帯域幅が50kbpsを超過した場合、契約者は超過した分のライセンス料を追加で支払う場合があります。
- エ 月の1日から末日までの問い合わせ件数が4件を超えた場合、5件目以降の問い合わせから別紙2 料金表に定める料金がかかります。(故障に関する問い合わせは件数に含まれません。)

(4) プランの変更

- ア ライセンス数の追加及び削減は1ライセンス単位で行います。

(5) 料金の計算方法

- ア 利用開始日を課金起算日とします。
- イ ライセンス料は、月末時点でのライセンス数で計算します。
- ウ 利用開始日の月のライセンス料は無料です。利用料金が無料になるのは、利用契約を締結する際に申込まれたライセンス（以下「新規ライセンス」といいます。）又は利用契約締結後に新たに追加したライセンス（以下「新規追加ライセンス」といいます。）のみとなります。ただし、利用開始日が1日の場合、ライセンス料は無料となりません。また、利用契約を利用開始日の月に解除した場合又は新規追加ライセンスを利用開始日の月に削除した場合は、利用料金が無料となりません。
- エ 利用料金は、料金月の最大利用ユーザ数に別紙2 料金表に定める1ライセンスあたりの料金を乗じた額とします。
- オ 月の途中で利用契約を解除等何らかの理由で契約が終了した場合であっても、日割り計算は行わず、1ヵ月分の利用料金を請求します。

(6) 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポート

- ア 土・日・祝日若しくは年末年始及び当社指定休日を除く平日の10:30~16:30に受け付けます。
- イ 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートは、利用責任者が代表して当社に問い合わせます。当社は、利用責任者以外の利用者からの問い合わせに対して対応しません。
- ウ 故障に関する問い合わせ先及びテクニカルサポートの問い合わせ先は、サービス仕様書にて提示します。
- エ 当社は、故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートの問い合わせ内容を確認後、サービス仕様書に記載の日までに回答します。
- オ 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートの問い合わせ内容に応じて、当社は契約者に設定状況を確認することがあります。
- カ 当社は、故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートで受け付けた問い合わせにおいて契約者、利用責任者及び利用者から設定代行を依頼されても実施しないものとします。ただし、ウェブセキュリティ（クラウドプロキシP）の故障に関する問い合わせ及び

テクニカルサポートからの設定代行の依頼を除くものとします。

### 3 クライアントセキュリティ（エンドポイント）

クライアントセキュリティ（エンドポイント）では、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Cisco Secure Endpoint	シスコ社が「Cisco Secure Endpoint」の名称で提供するエンドポイントセキュリティサービス。
ライセンス	契約者の請求に応じて当社が付与するクライアントセキュリティ（エンドポイント）の使用権及びこれの運用保守を受ける権利。
ユーザ	関連規程が適用される端末等の利用者のこと。
管理者	Cisco Secure Endpoint を操作する Web サイトの ID/PASS を管理すると共に、ユーザに適用されるセキュリティポリシーの設定変更を実施する担当者。

#### (1) 前提

- ア Cisco Secure Endpoint のサービス提供はシスコ社が定める関連規程に基づいて行います。なお、本サービスに関してシスコ社、シスコ社の関連会社及びサプライヤーは責任を負わないものとします。また、契約者は、自らに課せられた義務をシスコ社に負わせることはできません。
- イ Cisco Secure Endpoint に関する利用設定、管理に関する作業は、契約者の負担と責任で行うものとし、当社は本サービス又はその他契約に基づいて行った場合を除き、責任を負いません。

#### (2) 責任分界点

- ア 責任分界点は、サービス仕様書に定めるとおりとします。

#### (3) 申込み条件

- ア 契約者は 1 つの利用契約でソフトウェアをインストールする端末の台数分のライセンスを申し込むものとします。なお、1 ユーザが複数端末を利用する場合は、端末台数分のライセンスが必要となり、ライセンス数を過少に申告していると当社が判断した場合、当社が判断した端末のライセンス数で利用料を支払う必要があります。
- イ ライセンスは、10 ライセンス単位に申し込む必要があります。  
例) 11 台の端末に本サービスのソフトウェアをインストールする場合、20 ライセンス申し込む必要があります。
- ウ 一つの利用契約における最低ライセンス数は、10 ライセンスとします。
- エ 月の 1 日から末日までの問い合わせ件数が 4 件を超えた場合、5 件目以降の問い合わせ

せから別紙2 料金表に定める料金がかかります。(故障に関する問い合わせは件数に含まれません。)

(4) プランの変更

ア ライセンス数の追加及び削減は10ライセンス単位で行います。

(5) 料金の計算方法

ア 利用開始日を課金起算日とします。

イ ライセンス料は、月末時点でのライセンス数で計算します。

ウ 利用開始日の月のライセンス料は無料です。利用料金が無料になるのは、利用契約を締結する際に申込みされたライセンス（以下「新規ライセンス」といいます。）又は利用契約締結後に新たに追加したライセンス（以下「新規追加ライセンス」といいます。）のみとなります。ただし、利用開始日が1日の場合、ライセンス料は無料となりません。また、利用契約を利用開始日の月に解除した場合又は新規追加ライセンスを利用開始日の月に削除した場合は、利用料金が無料となりません。

エ 利用料金は、料金月の最大ライセンス数に別紙2 料金表に定める1ライセンスあたりの料金を乗じた額とします。

オ 月の途中で利用契約を解除等何らかの理由で契約が終了した場合であっても、日割り計算は行わず、1ヵ月分の利用料金を請求します。

(6) 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポート

ア 土・日・祝日若しくは年末年始及び当社指定休日を除く平日の10:30~16:30に受け付けます。

イ 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートは、利用責任者が代表して当社に問い合わせます。当社は、利用責任者以外の利用者からの問い合わせに対して対応しません。

ウ 故障に関する問い合わせ先及びテクニカルサポートの問い合わせ先は、サービス仕様書にて提示します。

エ 当社は、故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートの問い合わせ内容を確認後、サービス仕様書に記載の日までに回答します。

オ 故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートの問い合わせ内容に応じて、当社は契約者に設定状況を確認することがあります。

カ 当社は、故障に関する問い合わせ及びテクニカルサポートで受け付けた問い合わせにおいて契約者、利用責任者及び利用者から設定代行を依頼されても実施しないものとします。

#### 別紙4 関連規程

シスコ社の関連規定は以下の通りです。関連規定はシスコ社が更新する場合があります。

##### (1) Cisco Umbrellaに関連する規定

- ・ Cisco Umbrella Offer Description

[https://www.cisco.com/c/dam/en\\_us/about/doing\\_business/legal/OfferDescriptions/cisco\\_umbrella\\_offer\\_description.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/OfferDescriptions/cisco_umbrella_offer_description.pdf)

[https://www.cisco.com/c/dam/global/ja\\_jp/about/doing-business/legal/OfferDescriptions/cisco\\_umbrella\\_offer\\_description.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/global/ja_jp/about/doing-business/legal/OfferDescriptions/cisco_umbrella_offer_description.pdf)

※参考和訳 (URL)

- ・ End User License Agreement

[https://www.cisco.com/c/en/us/about/legal/cloud-and-software/end\\_user\\_license\\_agreement.html](https://www.cisco.com/c/en/us/about/legal/cloud-and-software/end_user_license_agreement.html)

[https://www.cisco.com/c/dam/en\\_us/about/doing\\_business/legal/eula/eula-japanese.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/eula/eula-japanese.pdf)

※参考和訳 (URL)

##### (2) Cisco Secure Endpointに関連する規定

- ・ Secure Endpoint Offer Description

[https://www.cisco.com/c/dam/en\\_us/about/doing\\_business/legal/OfferDescriptions/secure-endpoint-offer-description.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/OfferDescriptions/secure-endpoint-offer-description.pdf)

[https://www.cisco.com/c/dam/global/ja\\_jp/about/doing\\_business/legal/OfferDescriptions/secure-endpoint-offer-description.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/global/ja_jp/about/doing_business/legal/OfferDescriptions/secure-endpoint-offer-description.pdf)

※参考和訳 (URL)

- ・ General Terms

[https://www.cisco.com/c/dam/en\\_us/about/doing\\_business/legal/Cisco\\_General\\_Terms.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/Cisco_General_Terms.pdf)

(3) プライバシーに関する規定

・ Cisco Online Privacy Statement

[https://www.cisco.com/c/ja\\_jp/about/legal/privacy-full.html](https://www.cisco.com/c/ja_jp/about/legal/privacy-full.html)